

令和4年4月11日

令和4年

上毛町農業委員会4月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会4月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年4月11日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21名 欠席委員 1名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	欠	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
末松 直幸 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 空き家に付属する農地の指定について
- 議案第28号 非農地判断の決定について

5.その他 ・活動記録簿について

会議の経過

令和4年4月11日(月)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会4月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、宮秋委員、から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から4月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。議席5番志摩委員、議席6番前田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今期分については賃貸借権167件、使用貸借権24件でございます。

まず、賃貸借権分ですが期間は8ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年となっております。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が290,943㎡畑はありません。筆数は167筆で貸し手78名、借り手48名となっております。賃借料でございますが、現金では反当3,030円～15,000円となっております。現物では、11kg～75kgとなっております。次に使用貸借権分ですが、期間は4ヶ月、3年、6年、10年となっております。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が18,214㎡です。筆数は24筆で貸し手が14名、借り手が12名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。それから、13ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書議案25号のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第25号について、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の14ページをお願いします。

議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。所有権を移転する農地は、大字土佐井546番ほか1筆、地目は田と畑で面積は3,078㎡です。所有権を移転する者は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける者は大字土佐井の株式会社ユーアスです。所有権移転後の株式会社ユーアスの経営農地面積は620,575㎡です。箇所図・位置図は次のページのとおりです。申請農地は大字土佐井の農地で、東九州自動車道にほど近い整備田です。15ページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。同法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第26号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第27号空き家に付属する農地の指定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の18ページをお願いします。

議案第27号空き家に付属する農地の指定についてでございます。

申請農地は大字尻高580番2、地目は畑で、面積は計278㎡です。申請者は所有者である、京都市の●●です。元となる空き家の空き家バンクの登録は、済んでいます。農地の利用状況は、一部遊休農地と認められます。農地と空き家の所有者は同じです。周辺の農地利用に対しては、集団化や利用集積に及ぼす影響はないと考えられます。箇所図・位置図は次のとおりです。申請農地は、大字尻高の京築広域農道そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、松下委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

松下委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようなので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員は挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第27号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第28号 非農地判断の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第28号非農地判断の決定についてでございます。先月に引き続いて、再生利用が困難とされているB分類農地について4名の委員の方と現地確認を実施しましたので結果を報告させていただきます。 大字下唐原において10筆、3月10日に、宮本会長、横山委員、青島委員、坪根 委員と事務局にて現地を確認しました。

22ページは下唐原2360番1ですが、23ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

25ページは下唐原2362番1ですが、26ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

28ページは下唐原2362番2ですが、29ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

31ページは下唐原2363番1ですが、32ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

34ページは 下唐原2364番1ですが、35ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

37ページは下唐原2384番2ですが、38ページの写真のとおり再生利用は困難であり非農地と判断します。

40ページは下唐原2393番1ですが、41ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

43ページは下唐原2415番ですが、44ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

46ページは下唐原2434番1ですが、47ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

49ページは下唐原2524番1ですが、50ページの写真のとおり再生利用は困難であり、非農地と判断します。

以上、10筆について現地確認し、すべて非農地と判断しましたので、総会の承認を、求めます。 以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件のついて農業委員2名(横山・宮本)と最適化推進委員2名(青島・坪根)にて現地を確認していますので、代表して横山委員より意見を求めます。

横山委員 事務局の説明のとおりです。農地としては再生利用は困難であります。
非農地と判断しました。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第28号については、原案のとおり可決決定
されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他については事務局からお
願います。

事務局 では、その他について、事務局よりご説明いたします。

毎月提出いただいている「活動記録簿」についてでございます。令和4年2月に国から
農業委員会の最適化活動の推進についての通知がきており、今後は「成果」ではなく、
「活動量」を重視することとなっております。具体的には、今まで活動記録簿に記載して
こなかった(意識してこなかった)日常の活動を含めて「農地利用の最適化」活動として
記録に残すことで、農業委員会全体で行っている活動以外の日常の活動を対外的にも
見える形にするということです。例1 自宅から自分の田んぼに行くまでの農地の点検を行
った。(農地の見守り)例2 畦道を歩いていたら農家Aさんに会い来年度から田んぼを
貸したいと頼まれた。(農家への声掛け)などこのような「日常活動」を含め、活動記録
簿に、月10日程度の記入をお願いしたいと思いますこの活動記録簿の記録が少なかつ
た場合「農地利用最適化交付金」という農業委員・最適化推進委員さんへの手当ての
財源となっている補助金の交付額が減額され、農業委員会全体に影響がでできます。
必ず毎月10日以上記入をお願いします。なお、現時点では正式に活動記録簿の様
式が示されていないため、今まで使用してきた活動記録簿の様式を配布しております。
新様式が示されていないため今までの様式を配布してます。新様式が示されれば、様
式を変更させていただきますが提出後転記する必要があるため、活動記録簿にはでき
るだけ詳しく記入をお願いします。今お話しした内容は資料の26～28ページに記載し
ておりますので、自宅にかえられて目を通していただければと思います。ご不明な点等
ございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

議長 委員のほうから なにかありませんでしょうか。

緒方委員 声掛けが10日すべては無理なので、パトロールでよいですか。

事務局 荒れた農地は無いかとかでもよいです。

議長 見守り・使われてないとかがわからない。今、現状をみて管理はわかるが、前から荒れ
ているのはわからない。

事務局 場所を写真撮ってくれたら調べることもできます。

議長 それがわからない。

喜多代委員 農地パトロール月に何回かしてるけど大ノ瀬は根掘り葉掘り聞けない。

課長 国から通知が来たばかりで詳しい説明が事務局もできないので、また詳しいものが来たら皆様にお示ししたいと思います。今日はお渡しした資料しか説明できないので申し訳ないですが、5月期に詳しく説明したいと思います。宜しくお願いします。

今瀬委員 10日間すべてうめないと、いけないのですか。

事務局 課長の言ったとおり また、詳しい資料がきましたら、説明したいと思います。

議長 他に委員の方からありませんでしょうか。それでは、、これで4月期定例総会を終了します。

令和4年4月11日 午前9時30分閉会